

証券コード 6074
平成30年6月13日

株 主 各 位

大 阪 市 西 区 土 佐 堀 一 丁 目 4 番 1 1 号
株 式 会 社 ジ ェ イ エ ス エ ス
代 表 取 締 役 社 長 藤 木 孝 夫

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区中之島五丁目3番68号
リーガロイヤルホテル 2階ダイヤモンドルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第43期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役4名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jss-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から)
(平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国の経済は、個人消費や設備投資、輸出、生産の持ち直しなど、全体として緩やかな回復基調が続きました。

一方世界経済は、中国では各種政策の効果もあり当面は持ち直しの動きが続き、米国では着実に改善、欧州においても緩やかな改善傾向が見られるなど、全体として緩やかに回復いたしました。

このような状況の中、当社におきましてはジュニアコース上級者の進級基準の見直しを行った結果、大幅に進級率を改善することができ、子供退会者数の改善につながりました。

また、人事面では新人事制度の導入に向け準備が完了し、社員の意欲向上につなげることができました。

選手強化面におきましては、平成30年3月15日から17日迄に静岡県にて開催されましたFINAダイビングワールドシリーズにおいて板橋美波選手が女子高飛込みにおいて3位に入賞し、板橋美波選手と荒井祭里選手が女子シンクロ高飛込みにおいて4位に入賞、混合シンクロ高飛込みにおいて板橋美波選手と村上和基選手が3位に入賞いたしました。

事業所につきましては、平成29年5月にJ S Sスイミングスクールちくご(福岡県筑後市)を大人対応型プールとして新築移転、平成29年8月にJ S Sインドアテニススクール富山(富山県富山市)を既存施設と併用する形で近隣に新規開設、平成29年10月にはJ S Sスイミングスクールとなみ(富山県砺波市)を新規開設いたしました。

また、受託事業所であったJ S S宝塚スイミングスクール(兵庫県宝塚市)の経営会社であった株式会社宝塚スイミングスクールを吸収合併するとともに直営事業所化いたしました。

一方、平成29年7月にJ S S弘前スイミングスクール(青森県弘前市)を、平成30年3月にJ S S妙法寺スイミングスクール(神戸市須磨区)を閉鎖いたしました。

このような営業施策により、当事業年度末の会員数は98,816人(前期比1.4%減)となりました。子供、大人別会員内訳では、子供会員数が86,558人(前期比0.7%減)、大人会員数が12,258人(前期比5.5%減)となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,722百万円（前期比2.4%増）、営業利益は551百万円（前期比2.9%減）、経常利益は558百万円（前期比3.6%増）、当期純利益は362百万円（前期比6.2%増）となりました。

なお、当社はスイミングスクール運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は819百万円であり、その主な内容は、次のとおりであります。

- ・当事業年度中に取得・完成した主要設備等（取得価額）

J S S スイミングスクールちくご	建 物	259百万円
J S S スイミングスクールとなみ	建 物	176百万円
J S S インドアテニススクール富山	建 物	132百万円

- ・重要な固定資産の売却・除却等

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、株式会社宝塚スイミングスクールと吸収合併を行い、同社が営んでおりましたスイミングスクール事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期 (当事業年度)
	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売 上 高	7,695	8,047	8,514	8,722
経 常 利 益	340	449	538	558
当 期 純 利 益	162	285	341	362
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	40円36銭	70円91銭	84円82銭	90円11銭
総 資 産	5,367	5,260	5,938	6,601
純 資 産	1,699	1,959	2,265	2,583

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成29年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当社の社会的な認知度、信用力をさらに高めるため、現在上場している東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場から本則市場への変更申請を行えるよう企業価値の向上を図ることが重要課題と認識しております。この重要課題に対処するため下記経営施策を行ってまいります。

① 着実な事業所展開

当社は将来の成長を見据え、年間２事業所程度の開設を着実に行っていける体制が必要であると考えており、物件情報収集ルートの拡大、各地域担当者との情報共有化の強化を図っております。

② ブランディングの強化

平成29年７月にハンガリー・ブダペストにて行われた世界水泳には競泳選手１名、飛込選手４名、コーチ２名の計７名が参加し、競泳の瀬戸大也選手が銅メダルを獲得、飛込の板橋美波選手は７位に入賞いたしました。

各選手とも、メディアにおける露出度も高くなることが期待でき、ＪＳＳのブランドを引き上げるチャンスになるものと考えております。

③ 介護予防事業の拡大を見据えた大人プログラム充実

大人対象水中プログラム（アクア・スティック・マジック）に加え水中ウォーキングの社内用のマニュアルビデオを作成し、より質の高い水中でのプログラムを提供することに努めることで新規会員獲得と既存会員の定着を目指します。

(5) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

- ・スイミングスクール、テニススクールおよびフィットネスなどスポーツクラブの企画、経営ならびに運営管理およびこれらのコンサルタント
- ・スポーツ用品、用具類および付属機器ならびに加工機、設備等の販売
- ・学習塾教室、スポーツ教室、カルチャー教室、健康増進教室の開催、企画、経営ならびに運営管理
- ・経営、運営しているスポーツクラブ等の会員に対するサービス業務
- ・旅行業
- ・建築工事業、建物の設計およびデザイン、土木工事業、鋼構造物工事業、管工事業、機械器具設備工事業および設計業務
- ・不動産の賃貸に関する事業
- ・企業従業員その他一般団体、個人の体力測定に基づく健康管理業務の受託
- ・健康器具、美容機器、医療機器の販売および輸出入
- ・市場および広告に関連する調査、分析、コンサルティング等のマーケティング業務

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

① 本社 大阪市西区土佐堀一丁目4番11号

② 直営事業所

No.	直営事業所名	所在地	No.	直営事業所名	所在地
1	J S S 清田スイミングスクール	北海道	32	J S S 白子スイミングスクール	三重県
2	J S S 釧路スイミングスクール	北海道	33	J S S スイミングスクール松阪	三重県
3	J S S 登別スイミングスクール	北海道	34	J S S 山本スイミングスクール	大阪府
4	J S S 岩見沢スイミングスクール	北海道	35	J S S さやまスイミングスクール	大阪府
5	J S S 北上スイミングスクール	岩手県	36	J S S 深井スイミングスクール	大阪府
6	J S S 盛岡スイミングスクール	岩手県	37	J S S 柏原スイミングスクール	大阪府
7	J S S あおやまスイミングスクール	岩手県	38	J S S エビススイミングスクール	大阪府
8	J S S 仙台スイミングスクール	宮城県	39	J S S 東花園スイミングスクール	大阪府
9	J S S 南光台スイミングスクール	宮城県	40	J S S スイミングスクール八尾	大阪府
10	J S S 秋田スイミングスクール	秋田県	41	J S S スイミングスクール松原	大阪府
11	J S S いわきスイミングスクール	福島県	42	J S S スイミングスクールいずみ中央	大阪府
12	J S S 宇都宮スイミングスクール	栃木県	43	J S S スイミングスクール瓢箪山 J S S フィットネスクラブ瓢箪山	大阪府
13	J S S 所沢スイミングスクール	埼玉県	44	J S S スイミングスクールりもね	大阪府
14	J S S 入間スイミングスクール	埼玉県	45	J S S 尼宝スイミングスクール	兵庫県
15	J S S 毛呂山スイミングスクール	埼玉県	46	J S S 大久保スイミングスクール	兵庫県
16	J S S スイミングスクールおゆみ野	千葉県	47	J S S 姫路スイミングスクール	兵庫県
17	J S S 八王子スイミングスクール	東京都	48	J S S 宝塚スイミングスクール	兵庫県
18	J S S スイミングスクール若葉台	東京都	49	J S S 津山スイミングスクール	岡山県
19	J S S スイミングスクール立石	東京都	50	J S S 広島スイミングスクール	広島県
20	J S S スイミングスクール鶴見	神奈川県	51	J S S 大州スイミングスクール	広島県
21	J S S ジャンボスイミングスクール	新潟県	52	J S S 廿日市スイミングスクール	広島県
22	J S S ジャンボインドアテニススクール	新潟県	53	J S S 米子スイミングスクール	鳥取県
23	J S S スイミングスクール富山	富山県	54	J S S 松江スイミングスクール	島根県
24	J S S スイミングスクール高岡	富山県	55	J S S 出雲スイミングスクール	島根県
25	J S S インドアテニススクール富山	富山県	56	J S S センコーススイミングスクール	香川県
26	J S S スイミングスクール本郷	富山県	57	J S S 高知スイミングスクール	高知県
27	J S S スイミングスクールとなみ	富山県	58	J S S 姪浜スイミングスクール	福岡県
28	J S S 多治見中央スイミングスクール	岐阜県	59	J S S スイミングスクールちくご	福岡県
29	J S S 中川スイミングスクール	愛知県	60	J S S スイミングスクール伊都	福岡県
30	J S S 比良スイミングスクール	愛知県	61	J S S 浦添スイミングスクール	沖縄県
31	J S S スイミングスクール守山	愛知県	62	J S S スイミングスクール沖縄中央	沖縄県

③ 受託事業所

No.	受託事業所名	所在地	No.	受託事業所名	所在地
1	J S S あゆみスイミングスクール札幌	北海道	12	J S S 茨木中央スイミングスクール	大阪府
2	ジャパンスイミングスクール江別	北海道	13	J S S はびきのスイミングスクール	大阪府
3	J S S きたみスイミングスクール	北海道	14	J S S ガボスイミングスクール	大阪府
4	J S S あいの里スイミングスクール	北海道	15	J S S 住吉スイミングスクール	大阪府
5	ジャパンスイミングスクール大原	千葉県	16	J S S 高槻中央スイミングスクール	大阪府
6	J S S 八街スポーツクラブ	千葉県	17	J S S 富雄スイミングスクール	奈良県
7	J S S 長岡スイミングスクール	新潟県	18	J S S 三木スイミングスクール	兵庫県
8	J S S 金沢駅西スイミングスクール	石川県	19	J S S 北神戸スイミングスクール&スポーツクラブ	兵庫県
9	J S S 金沢駅西スイミングスクール栗崎	石川県	20	J S S 川西スイミングスクール	兵庫県
10	J S S 磐田スイミングスクール	静岡県	21	J S S 具志川スイミングスクール	沖縄県
11	一宮スイミングスクール	愛知県			

(7) 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
519名	0名	39.2歳	13.8年

- (注) 1. 使用人数には当社からの出向者を除き、当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数にはエリア正社員44名、契約社員27名および準正社員19名を含んでおります。
3. 使用人数以外にパート・アルバイト412名を雇用しております。
なお、パート・アルバイトの人数は、最近1年間の平均人数であり、月間166時間で換算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 京 都 銀 行	513百万円
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	495百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	493百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	275百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	82百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	18百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 15,600,000株

(注) 平成29年4月1日で、株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,800,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 4,026,056株

(注) 平成29年4月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は2,013,028株増加しております

(3) 株主数 1,403名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 ニ チ イ 学 館	1,000,000	24.84
江 崎 グ リ コ 株 式 会 社	371,056	9.22
奥 村 征 照	240,000	5.96
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	229,600	5.70
関 健 二	171,400	4.26
柿 沼 佑 一	160,000	3.97
キ リ ン ビ バ レ ッ ジ バ リ ュ ー ベ ン ダ ー 株 式 会 社	100,000	2.48
藤 木 孝 夫	94,000	2.34
J S S 従 業 員 持 株 会	78,500	1.95
浜 本 憲 至	70,000	1.74

(注) 持株比率は自己株式（372株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	藤 木 孝 夫	
取 締 役 会 長	奥 村 征 照	
常 務 取 締 役	古 谷 政 徳	事業本部長
常 務 取 締 役	田 原 富 夫	管理本部長
取 締 役	森 信 介	株式会社ニチイ学館代表取締役社長
取（常勤監査等委員）役	久 山 志 朗	
取（監査等委員）役	山 脇 幹 雄	税理士 山脇幹雄税理士事務所代表
取（監査等委員）役	浅 野 省 三	弁護士 つながり総合法律事務所代表
取（監査等委員）役	安 達 徹	税理士 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役森信介氏ならびに取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 取締役（監査等委員）安達徹氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、久山志朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く） （う ち 社 外 取 締 役）	4名 (0名)	89百万円 (一百万円)
取 締 役（監 査 等 委 員） （う ち 社 外 取 締 役）	4名 (3名)	14百万円 (5百万円)
合 計 （う ち 社 外 役 員）	8名 (3名)	104百万円 (5百万円)

- （注） 1. 平成28年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額5億円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額1億円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給人員は、無報酬の取締役（監査等委員を除く）を除いております。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役森信介氏は、株式会社ニチイ学館の代表取締役社長を兼職し、当社と株式会社ニチイ学館は資本・業務提携契約を締結しております。
- ・取締役（監査等委員）山脇幹雄氏は、山脇幹雄税理士事務所の代表であります。当社と山脇幹雄税理士事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅野省三氏は、つながり総合法律事務所の代表であります。当社とつながり総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、株式会社安達計算センターの代表取締役であります。当社と株式会社安達計算センターとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）安達徹氏は、安達徹税理士事務所の代表であります。当社と安達徹税理士事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	森 信 介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、7回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 脇 幹 雄	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員として、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	浅 野 省 三	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員として、法的規制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	安 達 徹	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員として、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称

P w C 京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15百万円
当社会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第41条の定めにより、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を規定しておりますが、当社の会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令、定款および各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。また、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努めます。
- ② コンプライアンスの推進については、リスク管理委員会が、全体的な行動指針を作成し、コンプライアンス体制を強化します。
- ③ 法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を確立します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、文書管理規程に基づき、職務遂行に係る情報を文書で保管し、文書の保管期間その他の管理体制についてこの規程を遵守することとしています。また、監査等委員が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧できることとしております。
- ② 情報漏洩防止のための体制を構築し、電子情報の適切な保存および管理を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会・経営会議・部長会・部門長会およびその他の重要な会議にて、部門長および各担当部署の責任者より、業務執行に関わる重要な情報の報告を定期的に行うこととしております。
- ② 情報保全、環境、防災、衛生、健康などに関するリスクの対応については、それぞれの所管部署において規程の制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施しております。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるためにリスク管理規程を定め、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。また、経営会議の中で重要事項を審議し、業務執行のスピードアップを図ります。

② 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は規程に基づき、内部監査を行い、その結果を監査等委員会および経営会議に対して報告することとしております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限および意思決定ルール、内部監査の実施により使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を確保しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が職務執行のために補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会の見解を尊重してこれを決定し、使用人の人事発令等を速やかに行います。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項により配置される使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事考課、人事異動等に関しては代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。

また、他の業務に優先して監査等委員会の補助業務を行うこととして、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役および使用人は監査等委員会に当社の業務または業績に与える重要な事項および重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実ならびにそのおそれのある事実につき報告することとしております。

また上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は内部監査室と連携を図るため、定期的に連絡会議を開催しております。
- ② 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることとしております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査および内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価および改善を実施しております。

また、上記体制のもと、金融商品取引法に基づく「内部統制の有効評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備および欠陥は発見されていません。

(2) コンプライアンス

法令順守体制の点検・強化を推進するため、法令・定款・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、監査等委員会、内部監査室および弁護士を通報窓口とする内部通報制度を設けています。

(3) リスク管理

当社では、様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク管理委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、社外取締役を選任して原則月に1回開催される取締役会による取締役の職務執行の監督機能を強化しています。

(5) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会への出席ならびに経営会議その他の重要な会議への出席および取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っています。

また、監査等委員は会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

貸 借 対 照 表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	889,799	流動負債	2,239,597
現金及び預金	513,093	支払手形	156,612
受取手形	3,882	買掛金	67,711
売掛金	149,295	短期借入金	100,000
商前渡品金	95,432	1年内償還予定の社債	12,500
前払費用	2,758	1年内返済予定の長期借入金	357,182
繰延税金資産	53,936	リース債務	13,056
その他の当金	11,901	未払金	352,034
固定資産	△60	未払費用	318,359
有形固定資産	5,711,260	未払法人税等	97,036
建物	4,887,908	未払消費税等	53,604
構築物	2,693,786	前受り金	547,774
車両運搬具	167,775	賞与引当金	13,792
工具、器具及び備品	0	固定負債	1,778,179
土地	38,649	長期借入金	1,409,928
リース資産	1,685,215	リース債務	50,863
建設仮勘定	57,170	退職給付引当金	138,635
無形固定資産	245,310	資産除去債務	150,073
のれん	46,539	その他	28,679
ソフトウェア	5,411	負債合計	4,017,776
電話加入権	30,211	純資産の部	
その他の他	9,027	科目	金 額
投資その他の資産	1,888	株主資本	2,583,283
投資有価証券	776,813	資本剰余金	330,729
出資資金	2,100	資本剰余金	125,665
長期貸付金	13	資本準備金	34,035
長期前払費用	33,977	その他の資本剰余金	91,630
繰延税金資産	10,442	利益剰余金	2,127,059
敷金及び保証金	62,942	利益準備金	15,051
その他の他	693,016	その他の利益剰余金	2,112,007
引当金	10,635	繰越利益剰余金	2,112,007
	△36,315	自己株式	△170
資産合計	6,601,059	純資産合計	2,583,283
		負債及び純資産合計	6,601,059

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目						金 額	
売 上 原 高 価							8,722,307
売 上 原 高 価							7,194,869
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							1,527,437
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費							975,830
営 業 利 益							551,606
営 業 外 収 益							
受 取 利 息					782		
受 取 配 当 金					159		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額					1,724		
助 成 金 収 入					6,831		
そ の 他 営 業 外 収 益					7,570		17,068
営 業 外 費 用							
支 払 利 息					9,204		
社 債 利 息					357		
そ の 他 営 業 外 費 用					832		10,395
経 常 利 益							558,280
特 別 損 失							
固 定 資 産 売 却 損					1,376		
固 定 資 産 除 却 損					886		
減 損 損 失					3,727		5,990
税 引 前 当 期 純 利 益							552,289
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税					160,035		
法 人 税 等 調 整 額					29,511		189,546
当 期 純 利 益							362,742

株主資本等変動計算書

(自 平成29年 4 月 1 日)
(至 平成30年 3 月31日)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合
		資 本 金	そ の 他 資 剰 余 本 金	資 本 金 剰 余 計	利 益 剰 余 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 計		
当 期 首 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	10,522	1,799,083	1,809,605	△147	2,265,852
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△45,289	△45,289		△45,289
利益準備金の積立					4,528	△4,528	—		—
当 期 純 利 益						362,742	362,742		362,742
自 己 株 式 の 取 得								△23	△23
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	4,528	312,924	317,453	△23	317,430
当 期 末 残 高	330,729	34,035	91,630	125,665	15,051	2,112,007	2,127,059	△170	2,583,283

項 目	純 資 産 計 合
当 期 首 残 高	2,265,852
当 期 変 動 額	
剰 余 金 の 配 当	△45,289
利益準備金の積立	—
当 期 純 利 益	362,742
自 己 株 式 の 取 得	△23
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—
当 期 変 動 額 合 計	317,430
当 期 末 残 高	2,583,283

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

 その他有価証券

 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

 商品

 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

 定額法

 （リース資産を除く）

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物 15年～34年

 構築物 10年～30年

 工具、器具及び備品 3年～12年

② 無形固定資産

 定額法

 のれん……………支出の効果の及ぶ期間（3.5年）にわたり、定額法で償却しております。

 ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

③ リース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

 当社は、確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を採用しておりますが、一部従業員の退職金補填のため平成17年12月31日まで設けていた厚生年金基金制度とそれ以降の確定拠出年金制度との差額を調整したものに関する支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額を退職給付引当金に計

上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたっては、簡便法を採用しており、割引率を考慮しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,231,161千円
土地	1,685,015千円
計	2,916,177千円

(上記に対応する債務)

短期借入金	100,000千円
1年内償還予定の社債	12,500千円
1年内返済予定の長期借入金	357,182千円
長期借入金	1,126,028千円
計	1,595,710千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,161,919千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価

△1,681千円

なお、金額は洗替法によっております。

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
仙台事業所（仙台市若林区）	直営店舗設備	建物、工具、器具及び備品、リース資産
秋田事業所（秋田県秋田市）	直営店舗設備	建物、車両運搬具、リース資産
岩見沢事業所（北海道岩見沢市）	直営店舗設備	リース資産
多治見事業所（岐阜県多治見市）他	遊休資産	建物、構築物、工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各事業所単位で、本社等は共用資産として、将来の使用が見込まれない遊休資産については個別にグルーピングをしております。

当事業年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業事業所及び遊休資産については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失3,727千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は建物1,744千円、リース資産1,206千円、その他777千円であります。

なお、営業事業所の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しております。また、遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物等については他への転用や売却が困難であることから零として評価しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 4,026,056株

(2) 自己株式の数に関する事項

普通株式 372株

(3) 剰余金の配当に関する事項

I. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	20,128	10	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月9日 取締役会	普通株式	25,160	6.25	平成29年9月30日	平成29年12月15日

(注) 当社は、平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。平成29年3月31日を基準日とする1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

II. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	25,160	利益剰余金	6.25	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(4) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 ー 株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	11,123千円
退職給付引当金	42,394千円
賞与引当金	31,347千円
未払法定福利費	4,996千円
商品評価損	2,000千円
ゴルフ会員権評価損	1,932千円
減価償却超過額（減損損失を含む）	44,766千円
減損損失（土地・電話加入権）	10,309千円
未払事業税	11,217千円
未払事業所税	4,991千円
資産除去債務	45,892千円
その他	7,517千円
繰延税金資産小計	218,489千円
評価性引当額	△58,134千円
繰延税金資産合計	160,355千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△37,853千円
繰延税金負債合計	△37,853千円
繰延税金資産の純額	122,501千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	2.4%
評価性引当額の減少	0.8%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>34.3%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- I. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、主にスイミングスクール事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、金利スワップの特例処理の対象となる取引のみに限定する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

- ・売掛金は営業債権であり、長期貸付金は取引先に対する債権であり、また敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。

上記売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、事業本部における各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況等の悪化等による貸倒懸念の早期把握及びその対応策を図っております。

- ・投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに発行会社の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・営業債務である支払手形、未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達であります。

上記営業債務や社債及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理本部が月次に資金繰計画を作成・更新し、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。当該リスクに関しては、信用リスクを軽減するため、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利は、金利スワップ取引を利用し、変動リスクを抑制しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	513,093	513,093	－
(2) 売掛金	149,295		
貸倒引当金（※１）	△384		
差引	148,911	148,911	－
(3) 長期貸付金（※２）	39,580		
貸倒引当金（※１）	△32,991		
差引	6,588	7,299	710
(4) 敷金及び保証金	693,016		
貸倒引当金（※１）	△3,000		
差引	690,016	693,910	3,894
資産計	1,358,610	1,363,215	4,604
(5) 支払手形	156,612	156,612	－
(6) 未払金	352,034	352,034	－
(7) 未払費用	318,359	318,359	－
(8) 長期借入金（※３）	1,767,110	1,757,137	△9,972
(9) 社債（※４）	12,500	12,450	△49
負債計	2,606,615	2,596,593	△10,022

（※１）売掛金、長期貸付金、敷金及び保証金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）長期貸付金には短期貸付金も含んでおります。

（※３）長期借入金には１年内返済予定の長期借入金も含んでおります。

（※４）社債には１年内償還予定の社債も含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 敷金及び保証金

契約先毎に償還時期を合理的に見積り、平均残存期間に応じたリスクフリーレートで、償還予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額2,100千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年 以 内 (千 円)	1 年 超 5 年 以 内 (千 円)	5 年 超 10 年 以 内 (千 円)	10 年 超 (千 円)
現 金 及 び 預 金	513,093	—	—	—
売 掛 金	149,295	—	—	—
長 期 貸 付 金	5,603	25,610	8,366	—
敷 金 及 び 保 証 金	23,142	17,100	—	294,999
合 計	691,135	42,710	8,366	294,999

(注) 敷金及び保証金357,774千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注4) 長期借入金及び社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社 債	12,500	—	—	—	—	—
長 期 借 入 金	357,182	359,848	306,974	256,124	205,804	281,178
合 計	369,682	359,848	306,974	256,124	205,804	281,178

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のテナント（土地を含む）及び遊休資産を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は17,677千円であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

	当事業年度（千円）
貸借対照表計上額	
期首残高	188,233
期中増減額	△38,175
期末残高	150,057
期末時価	127,900

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当事業年度の減少額は減価償却費2,489千円、賃貸等不動産の売却29,825千円、賃貸等不動産から営業用不動産への用途変更5,860千円であります。
3. 時価の算定方法
 主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、一部重要性の乏しい不動産については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	641円70銭
(2) 1株当たり当期純利益	90円11銭

11. その他の注記

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社宝塚スイミングスクール

事業の内容 スイミングスクール運営事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社宝塚スイミングスクール（被合併会社）が運営するJ S S宝塚スイミングスクール（合併前は受託事業所）の直営事業所化を図ることを目的とするものであります。

(3) 企業結合日

平成29年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

簡易吸収合併

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

90%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として全株式を取得したことによるものであります。

2. 計算書類に含まれている被取得企業の業績期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	45,000千円
取得原価	45,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容

アドバイザー費用等 800千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

6,313千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したもの

(3) 償却方法及び償却期間

3.5年にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	35,882千円
固定資産	32,204千円
資産合計	68,087千円
流動負債	31,213千円
負債合計	31,213千円

6. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額が軽微であるため、記載を省略しております。なお、当該影響の概算額については監査証明を受けておりません。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

スイミングスクール設備における不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数を勘案して3年から34年と見積り、その期間に応じた割引率（0.258%から2.250%）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	124,092千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	34,118千円
時の経過による調整額	1,968千円
資産除去債務の履行による減少額	△10,107千円
期末残高	150,073千円

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社ジェイエスエス
取締役会御中

PwC京都監査法人

指 定 社 員	公認会計士	高 井 晶 治 ⑨
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	浦 上 卓 也 ⑨
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイエスエスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社ジェイエスエス 監査等委員会

常勤監査等委員 久 山 志 朗 ㊞

監 査 等 委 員 山 脇 幹 雄 ㊞

監 査 等 委 員 浅 野 省 三 ㊞

監 査 等 委 員 安 達 徹 ㊞

(注) 監査等委員 山脇幹雄、浅野省三、安達徹の3氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金 1 株当たり 6 円25銭を含めた年間配当金は、1 株当たり12円50銭となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 6 円25銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の総額は25, 160, 525円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年 6 月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき点はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ふ じ き た か お 藤 木 孝 夫 (昭和28年6月4日生)	昭和53年11月 当社入社 平成11年7月 執行役員西部事業部長就任 平成13年2月 役員待遇事業部長 平成13年6月 取締役事業部長就任 平成14年1月 代表取締役社長就任(現任)	94,000株
2	お く む ら ゆ き て る 奥 村 征 照 (昭和16年6月13日生)	昭和54年4月 当社入社取締役就任 昭和60年8月 代表取締役社長就任 平成11年6月 代表取締役会長就任 平成20年6月 取締役会長就任(現任)	240,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	ふる たに まさ のり 古 谷 政 徳 (昭和29年 7 月11日生)	昭和54年 1 月 当社入社 平成11年 7 月 東部事業部中部地区マネージャー 平成14年11月 役員待遇事業本部東日本担当部長 平成15年 6 月 取締役事業部長就任 平成20年 2 月 取締役事業本部長就任 平成20年 6 月 執行役員事業本部長就任 平成21年 4 月 事業本部長 平成22年 1 月 取締役事業本部長就任 平成26年 6 月 常務取締役事業本部長就任(現任)	12,000株
4	た はら とみ お 田 原 富 夫 (昭和32年 2 月18日生)	昭和53年 9 月 当社入社 平成11年 7 月 企画部次長 平成14年 1 月 経営企画室室長 平成17年 4 月 経営企画部部長 平成20年 2 月 取締役就任 平成20年 6 月 執行役員就任 平成21年 4 月 管理本部長 平成22年 1 月 取締役管理本部長就任 平成26年 6 月 常務取締役管理本部長就任(現任)	12,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	は ら た だ し 原 忠 史 (昭和51年8月12日生)	平成14年4月 株式会社ニチイ学館入社 平成25年4月 同社経営企画本部経営企画室次長 平成25年8月 同社中国事業本部企画管理部次長 平成26年4月 同社会長室中国マーケティング部部长代理 平成26年10月 同社経営管理統轄本部経営企画本部経営企画部部长代理 平成28年4月 同社経営管理統轄本部経営企画本部本部長補佐 平成28年8月 同社戦略事業統轄本部経営企画本部本部長代理 平成30年4月 同社BS事業統轄本部経営企画本部執行役員本部長代理(現任) (重要な兼職の状況) 無し	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 原忠史は、社外取締役候補者であります。
3. 原忠史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が当社の筆頭株主である株式会社ニチイ学館で培ってこられた豊富な知識や幅広い見識等をもって当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が期待できることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- 同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	ひ き や ま し ろ う 久 山 志 朗 (昭和27年6月29日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年2月 取締役総務部長就任 平成20年6月 執行役員総務部長就任 平成21年4月 総務人事統括部長 平成24年6月 人事担当部長 平成28年6月 取締役（常勤監査等委員）就任（現任）	5,000株
2	や ま わ き み き お 山 脇 幹 雄 (昭和23年10月18日生)	昭和42年4月 大阪国税局入局 平成8年7月 神戸税務署副署長 平成10年7月 大阪国税局 徴収部 国税訟務官 平成12年7月 西脇税務署長 平成14年7月 大阪国税局 調査第一部 調査開発課長 平成15年7月 大阪国税局 徴収部 徴収課長 平成17年7月 大阪国税局 徴収部 管理課長 平成18年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部次長 平成19年7月 大阪国税局 徴収部 徴収部長 平成20年7月 大阪国税局 退職 平成20年8月 税理士登録 平成20年9月 山脇幹雄税理士事務所開所 同事務所代表就任（現任） 平成25年6月 当社取締役就任 平成28年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） (重要な兼職の状況) 山脇幹雄税理士事務所代表	一 株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	浅野省三 (昭和23年8月9日生)	昭和46年4月 関西大学司法研究室入室 昭和53年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和55年4月 弁護士登録 昭和55年4月 米田宏巳法律事務所入所 昭和59年4月 浅野梶谷共同法律事務所開所 平成17年11月 浅野・齋藤共同法律事務所開所 (現 つながり総合法律事務所) 同事務所代表就任(現任) 平成19年6月 当社監査役就任 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) つながり総合法律事務所代表	8,000株
4	安達徹 (昭和37年7月15日生)	昭和56年4月 大阪国税局入局 昭和57年3月 大蔵事務官任官 平成20年7月 大阪国税局退職 平成20年8月 税理士登録 平成20年8月 東郷義和税理士事務所入所 平成22年7月 株式会社安達計算センター 代表取締役就任(現任) 平成23年4月 安達徹税理士事務所開所 同事務所代表就任(現任) 平成23年6月 当社監査役就任 平成28年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安達計算センター代表取締役 安達徹税理士事務所代表	一 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 山脇幹雄氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士としての豊かな業務経験等に基づく知見により、客観的かつ専門的な視点か

ら当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を十分に発揮いただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

- (2) 浅野省三氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務に精通しているため、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (3) 安達徹氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる国税庁での業務および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の企業統治においてその深い見識を活かした社外取締役としての監査監督機能および役割を果たしていただけると考えられますので、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3. 当社は、山脇幹雄氏、浅野省三氏および安達徹氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、3氏が再任された場合には、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

以 上

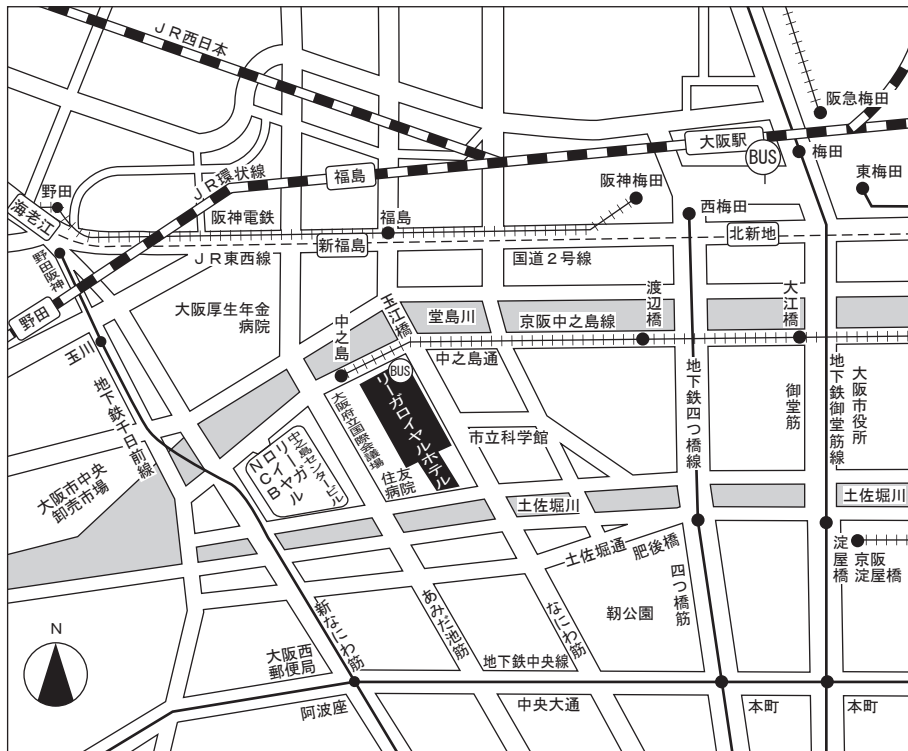
メ モ

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

株主総会会場のご案内図

会場：大阪市北区中之島五丁目 3 番68号

リーガロイヤルホテル 2階ダイヤモンドルーム



- 京阪電車／中之島線 中之島駅下車 2 番出口 徒歩約 3 分
- 地 下 鉄／千日前線・中央線 阿波座駅下車 9 番出口 徒歩約 7 分
- JR環状線／野田駅下車 徒歩約10分 JR東西線／新福島駅下車 徒歩約 8 分
- 大阪シティバス／JR大阪駅前から53番（船津橋行）終点船津橋下車横
- リーガロイヤルホテル無料シャトルバス／JR大阪駅より15分間隔で循環／乗車場所 JR大阪駅西側（高架南寄り）

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。